**平成２４年（フ）第７０号**
川崎市中原区市ノ坪63番地　誠和コーポ101
債務者　西村小百合
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第７３号**
川崎市幸区南加瀬３丁目20番10号
債務者　杉田あき子（旧姓越後屋・澤村）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第７５号**
川崎市高津区下作延３丁目23番25号　南ハイツ201
債務者　松崎　　緑
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第７６号**
川崎市多摩区長沢２丁目３番１―203号
債務者　宮澤　雅世
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第８２号**
川崎市多摩区登戸425番地　カサベルダ向ケ丘703、前住所川崎市多摩区布田７番８号
債務者　若林　明弘
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第８３号**
川崎市多摩区登戸425番地　カサベルダ向ケ丘703、前住所川崎市多摩区布田７番８号
債務者　若林美智代
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第８５号**
川崎市川崎区東扇島19番地２　寶組東扇島倉庫Ｃ棟３階Ｆ室緋田運輸内、前住所川崎市川崎区東扇島19番地２　寶組東扇島倉庫Ｃ棟４階Ｆ室富國運輸内
債務者　行谷　正浩
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第９１号**
川崎市高津区久地２丁目24番３―201号　ケイアイマンション
債務者　古賀金仙こと　朴　　金仙
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１０２号**
川崎市宮前区野川2216番地　県営住宅24―109
債務者　佐藤　憲治
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１０５号**
川崎市中原区下小田中１丁目25番６―204号
債務者　菊田　弥歩
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１６３３号**
東京都東村山市青葉町２丁目25番地48
債務者　作間　一成
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第６２号**
静岡市清水区天王西４番20号
債務者　白井　美幸
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４４号**
愛知県豊川市東光町２丁目13番地
債務者　城所真由美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月７日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第４２号**
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―1207号　スターブル藤崎
債務者　金子　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係